

とびしま海道レンタサイクル 利用規約

このとびしま海道レンタサイクルは、コテージ梶ヶ浜（指定管理者ビルックス株式会社）（以下 コテージ梶ヶ浜）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下 利用者）がこのレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。このレンタサイクルをご利用する場合には、この規約を遵守していただくことになります。

1. 利用申込み

利用申込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) コテージ梶ヶ浜窓口で申込み
- (2) 電話予約
- (3) お申し込みフォーム

貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など）と一緒に提示してください。尚、身分証明証は、複写させていただきます。

なお、利用申込みの代表者は高校生以上に限らせていただきます。

また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。

2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連してコテージ梶ヶ浜が知り得た個人情報については、コテージ梶ヶ浜が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

3. 利用料金

○貸出料金

	電動アシスト	大人用	子供用
3時間	1,500円	1,000円	500円
8時間	3,000円	2,000円	1,000円
料金に含まれるもの	自転車、ヘルメット、ボトルゲージ、チェーンロック		

○配車・乗り捨て料金

配車料金	1回1台 1,000円
乗り捨て料金	1回1台 1,000円

4. 利用時間

利用時間は、貸出日当日の8:30~17:00までです。

※ 返却時間17:00を超えても返却されない場合、遅延料金をいただきます(1,000円/時間)

※ 返却時間17:00を超えても返却されない場合、また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

5. 利用条件

貸出・返却とも営業時間内(8:30~17:00)に行ってください。

お一人様に同時に複数の自転車を貸出することもできません。

小学生以下のお子様につきましては、ご利用頂けない場合があります。

6. 配車場所、返却先及び乗り捨て場所

配車場所：J R仁方駅/県民の浜・輝きの館/小長港/大長港/岡村港

返却先：コテージ梶ヶ浜受付

乗り捨て場所：J R仁方駅・倉橋サイクル/県民の浜・輝きの館/小長港/大長港・村尾昌文堂/岡村港・港務所

※配車場所、返却先および乗り捨て場所はご予約の際にご指定ください。

※やむを得ない事情による返却場所以外の引取りには、別途の費用を申し受けます。

7. 自転車の故障等

(パンク修理)

利用中に発生した自転車のパンクについては、まずコテージ梶ヶ浜にご連絡ください。修理または交換を利用者負担1,000円にて対応致します。

(ヘルメットの紛失・破損)

貸し出したヘルメットは、紛失しないよう身の回りで管理してください。万一、紛失・破損された場合は、実費相当額を負担していただきます。

(その他の修理)

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持込んで下さい。利用者起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。なお、コテージ梶ヶ浜への事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、コテージ梶ヶ浜に起因する場合を除いてコテージ梶ヶ浜は一切責任を負いません。また、海水浴後シャワーを浴びないまままでのご利用は自転車の性能に悪影響を及ぼす危険がありますので、お控えください。

8. 自転車の盗難・紛失

利用中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに貸し出したコテージ梶ヶ浜まで連絡してください。無施錠のまま放置した等利用者に起因する事情により盗難、紛失等した場合や、利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。

9. 事故

利用中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、コテージ梶ヶ浜は一切の責任を負いません。利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、コテージ梶ヶ浜に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。前項にかかわらず、コテージ梶ヶ浜が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、コテージ梶ヶ浜が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

10. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として1,000円を頂きます。

無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合には、8項に定める違約金をいただく場合があります。

11. 禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用者申込者以外の者に使用させること

12. 規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

13. 利用取消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用取消しし自転車を速やかに返還して頂きます。この場合、コテージ梶ヶ浜が受領した利用料金の返還等は

切行いません。

施行日：平成 29 年 8 月 10 日

改定日：令和 5 年 3 月 31 日